

## 設計図書質疑応答書

1. 告示等 令和6年10月8日 石岡市告示第909号

2. 件名 令和6年度石岡市公園遊具等定期点検業務委託

	質問事項	回答
1	「遊具の定期点検業務仕様書」内の4.3点検の実施(2)について、 代用の点検器具でも遊具の規準を測定可能なため代用の点検器具を使用して点検を行うことは可能でしょうか？	原則、(一社)日本公園施設業協会認定のJPFA点検器具を使用して行うこととしますが、代用の点検器具を使用して点検を行う場合は、別途協議により、使用可能か判断するものとします。
2	「遊具の定期点検業務仕様書」内の4.3点検の実施(3)について、 実際に落下衝撃測定器を使用して測定を行う予定の遊具は今回の点検対象に含まれているのでしょうか。また、過去にこの測定器を使用した実績があり、測定の報告がなされているのでしょうか。	高難度系遊具や大可動系遊具について、本業務の点検対象となっておりませんので、落下衝撃測定器を使用した測定は想定しておりません。
3	「遊具の定期点検業務仕様書」内の5.1業務の検査について、 SP表示認定企業認定書の写しの提出は必須でしょうか。	SP表示認定企業認定書の写しは必要とします。
4	「遊具の定期点検業務仕様書」内の1.1適用の(3)について、 (a)契約書、(b)特記仕様書、(c)本仕様書に相違がある場合には、(c)本仕様書よりも(b)特記仕様書の内容が優先されるので、(c)本仕様書の内容は必須事項ではないということであれば、その旨のご回答お願いいたします。	(a)契約書、(b)特記仕様書、(c)本仕様書の内容につきましては、必須事項と考えておりますが、各々の内容に相違等がある場合には、別途協議の上、判断するものとします。